

土技第659号
令和2年(2020年)3月2日

熊本県建設産業団体連合会長 様

熊本県土木部土木技術管理課長

舗装の切断作業時に発生する排水処理に関する取扱要領の一部改訂について(通知)日頃から、本県の公共工事等にご尽力、ご協力いただきありがとうございます。このことについて、下記のとおり要領を改訂しましたので通知します。

【改訂する要領】

- ・舗装の切断作業時に発生する排水処理に関する運用基準

【改訂内容】

《運用基準の「9.設計変更について」》

(改訂前)

マニフェストで管理した実施数量への変更はしない。

(改訂後)

マニフェストで管理した実施数量に変更する。

【改訂理由】

舗装の切断作業時に発生する排水は産業廃棄物であり、適切に処理することが求められています。その排水量について、現場条件等により変動することが見受けられるため、発生した全ての排水を適切に処理することを目的に、マニフェストで管理した処分量(実施数量)に変更することとします。

【適用日】

要領は令和2年4月1日から適用します。

既契約済み工事においても、対応可能なもの(処分前であり、マニフェスト管理を適切に行える工事)について適用します。

【土木技術管理課】

技術指導班 満園、村上

TEL : 096-333-2490 (内 6056)